

2017年（平成29年）10月31日

アディーレ法律事務所の依頼者向けの 兵庫県弁護士会臨時電話相談の開設

弁護士法人アディーレ法律事務所は、去る10月11日、所属している東京弁護士会より業務停止2月（法人代表者は業務停止3月）の懲戒処分を受けました。同事務所は、全国に支店事務所を展開しており、約9万人の依頼者が影響を受けているため、東京弁護士会では急遽、臨時電話相談窓口を設け、依頼者からの相談に応じる態勢をとっていますが、全国各地からの相談が殺到している状況のようです。

当会には、神戸と姫路に同事務所支店があり、多数の依頼者が困惑している状況であることに鑑み、依頼者保護のため、臨時の電話相談窓口を開設することにいたしましたので、ご案内申し上げます。

◆アディーレ法律事務所の依頼者向け臨時電話相談

電話番号 神戸 078-371-5015
阪神 06-6411-6581
姫路 079-282-8477

期 間 11月1日（水）～11月10日（金）／土日祝除く
＊阪神での臨時電話のみ、11/2～11/10の期間となります

相談時間 13時30分～16時30分
＊11/10の阪神での臨時電話のみ、15時までとなります

相談内容 アディーレ法律事務所の依頼者の相談対応

相談料 無料（通話料はかかります）

なお、電話回線に限りがあるため、電話がつながりにくい場合がありますことをご了承ください。

以上